

# 野田市耐震改修促進計画

野 田 市

策定年月 平成 2 0 年 3 月  
(改定 平成 2 8 年 3 月)

## 目 次

|                           |   |
|---------------------------|---|
| はじめに                      | 1 |
| 1 計画策定の趣旨                 | 2 |
| 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 | 3 |
| (1) 想定される地震の規模等及び被害の状況    |   |
| ① 想定される地震の規模等             |   |
| ② 被害想定                    |   |
| ア 震度・液状化予測                |   |
| イ 被害の予測                   |   |
| (2) 耐震化の現状                |   |
| ① 住宅                      |   |
| ② 特定建築物                   |   |
| ③ 市有建築物                   |   |
| (3) 耐震改修等の目標の設定           |   |
| ① 住宅                      |   |
| ② 特定建築物                   |   |
| ③ 市有建築物の特定建築物             |   |
| (4) 市有建築物の耐震化             |   |
| 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策   | 7 |
| (1) 基本的な取組方針              |   |
| (2) 支援策の概要                |   |
| (3) 安心して耐震改修できる環境整備       |   |
| (4) 地震時の建築物等の安全対策         |   |
| 4 啓発及び知識の普及               | 8 |
| (1) 地震ハザードマップ             |   |
| (2) 相談体制の整備・相談会の開催等       |   |
| (3) パンフレットの配布、相談会の開催等     |   |
| (4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導策    |   |
| (5) 家具の転倒防止策の推進           |   |
| (6) 自治会等の連携               |   |
| 5 千葉県（特定行政庁）との連携          | 8 |
| 6 関係団体との連携                | 8 |

## はじめに

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定されました。

その後、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月）において、建築物の耐震化については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされ、緊急かつ優先的に取り組むべきものとして位置付けられたことなどから、平成 18 年 1 月に法改正がなされました。これを受け、平成 19 年 3 月に「千葉県耐震改修促進計画」が策定されました。本市は国の基本方針及び県の計画を勘案し、平成 20 年 3 月に「野田市耐震改修促進計画（以下「本計画という。」）を策定し、既存建築物の耐震診断や耐震改修など、耐震化施策を総合的に進めてきたところです。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的でありましたが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生しました。本市においても震度 5 強の揺れを記録し被害が発生しました。このように大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに、南海トラフ地震及び首都直下型地震などについては、発生の切迫性が指摘され、一たび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。特に切迫性の高い地震については発生するまでの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

本計画は目標年度が平成 27 年度であるため、このような背景のもと、目標年度を平成 32 年度までの計画として改定することとしました。

国、千葉県、本市及び建築物の所有者等が連携を図り、本市における建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の建築物の耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

## 1 計画策定の趣旨

本計画は、法第6条の規定により策定するものです。

本計画は、法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、平成32年度を目標に、建築物の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標、目標を達成するための必要な施策等を定めるものです。

市は、現在の厳しい財政状況を考えると目標の達成は非常に困難なことが予想されますが、本計画に基づき千葉県及び関係団体と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を推進し、市民に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限にとどめ、市民の安全を確保していくこととします。

なお、本計画において定めた耐震化率の目標については、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとします。

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### (1) 想定される地震の規模等及び被害の状況

#### ①想定される地震の規模等

野田市地域防災計画（平成26年7月修正）では、震災対策の前提条件となる地震は、防災アセスメント調査（平成25年3月）から、本市に最も影響を与える野田伏在断層、いわゆる野田隆起帯を震源とする地震を想定しています。

〈想定される地震の規模等〉

| 震源域の位置 | 震源域の深さ          | マグニチュード | 発生季節等               |
|--------|-----------------|---------|---------------------|
| 野田隆起帯  | 約 5km<br>～9.5km | 7.0     | 冬季 18 時<br>風速 15m/s |

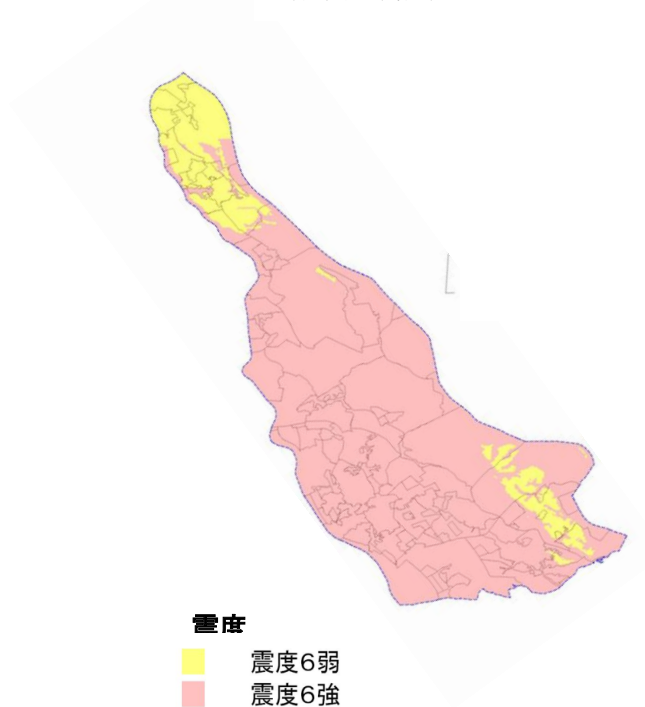
#### ②被害想定

##### ア 震度・液状化予測

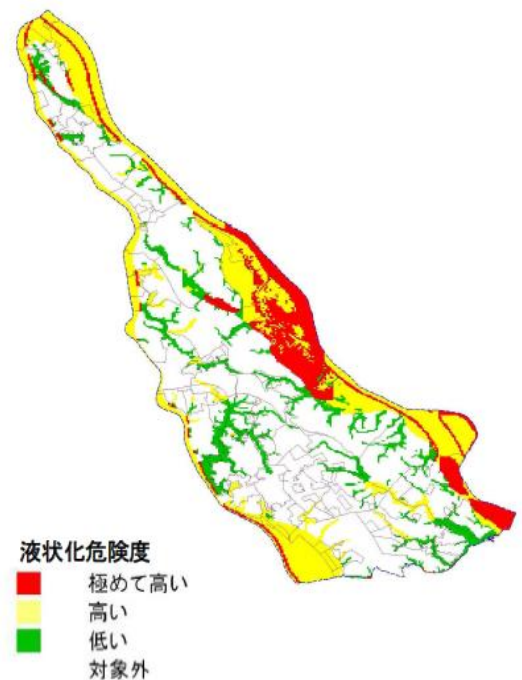
震度は、ほぼ全域で震度6強、関宿地区、福田地区、東部地区の一部で震度6弱を予測しています。

液状化危険度は、利根川、江戸川沿いの低地で高くなっており、特に関宿南部地区、川間地区で極めて高いと予測しています。

〈震度予測図〉



〈液状化危険度予測図〉



## イ 被害の予測

### (a) 建物被害

建物被害棟数は、次のとおりです。

#### 〈建物被害予測結果〉

| 原 因       |        | 全壊（棟）  | 半壊（棟）  |
|-----------|--------|--------|--------|
| 揺れ        | 木造建築物  | 5, 517 | 8, 494 |
|           | 非木造建築物 | 259    | 754    |
| 液状化       | 木造建築物  | 49     | 99     |
|           | 非木造建築物 | 18     | 35     |
| 揺れ液状化被害合計 |        | 5, 843 | 9, 382 |
| 焼失家屋      |        | 4, 208 |        |

### (b) 人的被害

建物倒壊、急傾斜地崩壊、屋内収容物の移動・転倒、ブロック塀等、屋外落下物による人的被害は、次のとおりです。

#### 〈人的被害予測結果〉

|         | 死者（人） | 重傷者（人） | 負傷者（人） |
|---------|-------|--------|--------|
| 建物被害    | 169   | 224    | 1, 553 |
| 地震火災    | 45    | 15     | 55     |
| 屋内収容物   | —     | 21     | 78     |
| ブロック塀転倒 | 8     | 55     | 141    |
| 屋外落下物   | 0     | 0      | 0      |

※屋内収容物の死者数の予測は、行っていません。

### (c) ライフライン被害

上下水道、下水道、電力及びガスの機能支障は、次のとおりです。

#### 〈ライフライン被害予測結果〉

|      |                                                                 |
|------|-----------------------------------------------------------------|
| 上水道  | 総被害件数 1, 312件 被害率 1.4件/km<br>断水率 直後 97.5%<br>2日後 83%            |
| 下水道  | 被害総延長 9.39km 被害率 2%<br>影響世帯数 498世帯                              |
| 電力   | 電柱 268本に被害、停電9, 115件<br>延焼による被害は考慮していない。<br>なお、延焼エリアでは、全域が停電する。 |
| 都市ガス | 市全域で供給停止                                                        |
| LPガス | 漏えい及び転倒が発生する。                                                   |

## (2) 耐震化の現状

### ①住宅

平成27年における住宅棟数(※1)は、約60,000棟(木造戸建住宅：約33,000棟、共同住宅その他の建築物：約27,000棟)と推測されます。

そのうち、昭和56年5月以前建築のものは約17,000棟(木造戸建住宅：約10,000棟、共同住宅その他の建築物：約7,000棟)と推測されます。

住宅全体の耐震化率(※2)は、約72パーセントです。

表－1 住宅の耐震化の現状

(単位：棟)

| 区 分 |                 | 棟 数     | 耐震化されていない建築物<br>(昭和56年5月以前の建築物) | 耐震化されている建築物(昭和56年6月以降の建築物) | 耐震化率 |
|-----|-----------------|---------|---------------------------------|----------------------------|------|
| 住 宅 | 木造戸建住宅          | 約33,000 | 約10,000                         | 約23,000                    | 約70% |
|     | 共同住宅<br>その他の建築物 | 約27,000 | 約7,000                          | 約20,000                    | 約74% |
|     | 合 計             | 約60,000 | 約17,000                         | 約43,000                    | 約72% |

※1 住宅棟数は、平成27年度の固定資産税家屋台帳による。

※2 耐震化率とは、建築物棟数全体に対する耐震化されている建築物棟数の割合を指しています。

### ②特定建築物(※3)

平成27年における特定建築物棟数は、市有建築物(※4)は102棟、民間建築物が153棟で、合わせて255棟です。

そのうち、昭和56年5月以前のもの、市有建築物が55棟、うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは52棟で、耐震化されていない建築物は3棟です。また、民間建築物は41棟、うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは16棟で、耐震化されていない建築物は25棟です。

特定建築物全体の耐震化率は、約89パーセントで、市有建築物が約9

７パーセント、民間建築物が約８４パーセントです。

※３ 特定建築物：本計画における特定建築物とは、法第１４条第１号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する建築物と同条第２号に掲げる危険物の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物とします。

表－２ 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

| 区 分          |       | 棟 数 | 耐震化されていない建築物<br>(昭和５６年５月以前の建築物) | 耐震化されている建築物(昭和５６年６月以降の建築物※５) | 耐震化率 |
|--------------|-------|-----|---------------------------------|------------------------------|------|
| 特 定<br>建 築 物 | 市有建築物 | １０２ | ３                               | ９９                           | 約９７％ |
|              | 民間建築物 | １５３ | ２５                              | １２８                          | 約８４％ |
|              | 合 計   | ２５５ | ２８                              | ２２７                          | 約８９％ |

※４ 市有建築物は、平成２７年３月現在の公有財産建物台帳による。

※５ 昭和５６年５月以前の建築物のうち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものを含む。

### ③市有建築物

市有建築物の耐震化については、本計画において優先的に整備するものとした「特定建築物」及び「震災時に応急活動の拠点となる建築物等」(※６)を対象に耐震診断及び耐震改修を進めてきたところです。平成２７年度末の耐震化率は約９７％です。

表－３ 「特定建築物」及び「震災時に応急活動拠点となる建築物等」の耐震化率の現状

(単位：棟)

| 総棟数 | 耐震化されていない建築物(昭和５６年５月以前の建築物) | 耐震化されている建築物(昭和５６年６月以降の建築物※５) | 耐震化率 |
|-----|-----------------------------|------------------------------|------|
| １４１ | ５                           | １３６                          | 約９７％ |

※６ 「震災時に応急活動拠点となる建築物等」とは、野田市地域防災計画で定めた避難所、災害対策本部設置個所、消防署及び水道施設とします。

(3) 耐震化の目標の設定

平成20年3月に策定された計画では、平成27年度に向けた目標を設定しました。平成28年3月の策定に当たっては、基本方針や首都圏直下地震推進基本計画等を踏まえ、平成32年度を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設置します。

①住宅

住宅の耐震化率の目標は、平成32年度に95%とします。

②特定建築物

特定建築物の耐震化率の目標は、平成32年度に95%とします。

③市有建築物の特定建築物

市有建築物の特定建築物については、平成32年度までに可能な限り全ての施設の耐震改修を行うことを目指します。

(4) 市有建築物の耐震化

市はこれまで、野田市総合計画の実施計画の中で耐震化を進めてきました。今後も引き続き、野田市行政改革大綱のファシリティマネジメント（施設の長寿命化計画）の基本方針に基づき、野田市総合計画実施計画に位置付け、耐震化を進めていきます。

**3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策**

(1) 基本的な取組方針

市有建築物の耐震化に取り組むとともに、民間建築物については県及び建築関連団体と連携して啓発及び知識の普及を行い、耐震化を促進します。

(2) 支援策の概要

耐震診断及び耐震改修に対する補助事業により、木造住宅の支援措置を講じます。

建築物の耐震診断及び耐震改修等の必要性、重要性について啓発及び知識の普及に取り組み耐震化の促進を図ります。

(3) 安心して耐震改修できる環境整備

専門技術者の紹介体制の整備を行います。

(4) 地震時の建築物等の安全対策

地震発生時において建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等の落下物防止対策をするよう促します。

ブロック塀の知識の普及に努め、危険なブロック塀の改善を促します。

#### 4 啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップ等の活用

地震ハザードマップ、液状化危険度マップ、揺れやすさマップ及び地域危険度マップを活用し、啓発及び知識の普及に努めます。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

建築指導担当及び建築関連団体に、耐震診断等の仕組みや助成制度等の相談に応じられる体制を整えます。

(3) パンフレットの配布、相談会の開催等

耐震診断等に関するパンフレットの配布や建築関連団体と連携を取り、一般の方を対象とした無料耐震相談会を行っていきます。

(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導策

リフォームに合わせて耐震改修を行えるよう情報提供し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

(5) 家具の転倒防止策の推進

地震時の家具の転倒による被害防止のため対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止対策の推進を図ります。

(6) 自治会等との連携

自治会等と連携の下、建築物の耐震改修の促進を支援します。

#### 5 千葉県（特定行政庁）との連携

千葉県と連携を図りながら耐震改修促進法による指導、助言等を行います。

#### 6 関係団体との連携

千葉県、市及び次の建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の促進及び普及に取り組んでいきます。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議

- ・ 一般社団法人千葉県建築士会
- ・ 公益社団法人千葉県建築士事務所協会
- ・ 公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会
- ・ 一般社団法人日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
- ・ 一般社団法人千葉県設備設計事務所協会
- ・ 一般社団法人日本建築学会関東支部千葉支所

(4) 千葉県耐震判定協議会